

公

告

県営土地改良事業（坂井西部地区 客土（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づく協議をするにあたり、第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告し、変更後の土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、変更後の土地改良事業の概要に意見がある者は、第88条第6項において準用する第87条の2第9項の規定により、意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所ならびに意見書の提出方法等については下記のとおりである。

令和7年10月16日

福井県知事 杉本 達治

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年10月16日から

令和7年11月14日まで

3 縦覧の場所

坂井市産業政策部農業振興課

坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

4 意見書の提出の方法等について

（1）意見書の提出先

〒913-8511 福井県坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎内

福井県坂井農林総合事務所農村整備部計画管理課

（2）意見書の提出期限

令和7年11月14日

（3）意見書の提出上の注意

①意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。

②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

③意見書には個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは公表させていただく場合があります。